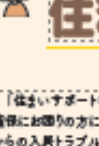


「つなぐを紡ぐ居住支援ネットワークの実践」 ～住まいサポートなごやの取り組み～

住まい探しでお困りの方



名古屋市中区

住まいサポートなごや

〔名古屋市区役所（コミュニティセンター）東館〕

「住まいサポートなごや」では、居住支援コーディネーターと住宅相談員が関係者と連携し、住宅の確保にお困りの方に民間賃貸住宅への入居をサポートするとともに、セーフティネット住宅の大家さん等からの入居とトラブルの解消に対応し、居住実態変動のネットワークづくりを行います。

※セーフティネット住宅、大家さんが住み続けるために必要な入居希望者を入居希望者として毎月更新の貸出リストを作成

民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

☎ 相談・支援の窓口

「住まい探しでお困りの方は、「民間賃貸住宅入居相談」にて相談相談を行います。相談は、予約制による取組になります。名古屋市中区「住まいの窓口」へ電話により予約をお願いします。民間賃貸住宅への入居に向けて、物件情報の提供や継続した支援のコーディネート（調整）を行います。

名古屋市中区「住まいの窓口」 民間賃貸住宅入居相談（月4回・予約制）

予約電話 TEL: 052-961-4553

「住まいの窓口」 東区東一丁目1番1号 ケアハウス21 バスターミナル内

相談時間：10時～19時、※休日・祭日も受付、※24時間受付はご遠慮ください

福祉等の関係者・関係機関と連携した入居等のサポート

☎ 相談・支援の窓口

「住まいサポートなごや」と連携した支援が必要な場合には、「関係者専用電話」へ相談機関の担当者等から直接ご連絡ください。民間賃貸住宅の住まい探しや入居後の居住の実態確認に際して、支援のコーディネート（調整）を行います。

セーフティネット住宅の不動産事業者さん・大家さんのサポート

☎ 調整・支援の窓口

「セーフティネット住宅」に入居する住宅関係者（家主等）の入居トラブル等でお困りの場合は、セーフティネット住宅への登録が済んでいる場合は、「関係者専用電話」へご連絡ください。

住まいサポートなごや 関係者専用電話

TEL: 052-684-8397

相談時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時～17時

住まいサポートなごやでの相談・支援の例

① 住まい探し支援例

夫と死別し、持ち家（戸建）に暮らし70代のAさん。独居による世帯の空虚、世帯の片付け負担で夫の古く、狭い部屋を考えている。不動産会社を知るが、物件が見つからず、困っていた。

「民間賃貸住宅入居補助」を利用、入居可能な物件を介介できつうな不動産会社を探し、紹介。夫が専業主婦を心配したため、活用可能な福祉制度の利用調整をあわせて行い、入居契約。

② 関係機関と連携した支援例

障害者の就労支援事業を利用する専業主婦（独居）のBさん。夫から虐待による暴行のため世帯を求められていた。

Bさんから相談を受けた事業所から「住まいサポートなごや」へ相談。不動産会社への同行などの本人又は事業所へ対応し、「住まいサポートなごや」が物件情報の提供や契約補助のサービス等を調整し、入居契約。

③ 大家さんからの相談例

Aパートの大家さんからの相談。入居者は高齢夫婦、3か月間、妻が入院。その後、夫が家賃の支払いやゴミ出しを怠れた。外で鍵を見かけることも頻り、妻を介介した大家さんから「住まいサポートなごや」へ相談。

大家さんらから情報も、居住支援コーディネーターが入居者を訪問し、活用可能な福祉制度の利用を調整。

④ 管理会社からの相談例

家賃の収納代行を行う民間賃貸住宅の管理会社からの相談。

入居者は支払滞りのある4代系。元住居が倒産し、滞り、滞り中。家賃支払も滞りもてらるため相談を受けた。何か利用できる制度はないかと管理会社より「住まいサポートなごや」へ相談。

活用可能な福祉の情報を提供し、申請などを調整していただくよう依頼。

住まいサポートなごや（名古屋居住支援コーディネーター事業）イメージ図

住居確保要配慮者

住まいサポートなごや
居住支援コーディネーター
住居確保員

入居・生活支援相談等
 （福祉・生活支援等）
 （入居補助）

入居・生活支援相談等
 （福祉・生活支援等）
 （入居補助）

入居・生活支援相談等
 （福祉・生活支援等）
 （入居補助）

住居確保要配慮者居住支援法人
福祉部局等の相談窓口・福祉制度
いきいき支援センター
障害者生活相談支援センター
社会福祉自立サポートセンター
など

大 家（高齢者等）

住まいサポートなごや（名古屋居住支援コーディネーター事業）

住所：名古屋市中区東区新栄二丁目2番2号 富栄ビル4階（名古屋社会福祉自立支援センター山崎1F）
 TEL: 052-684-6977 / FAX: 052-684-6132 利用時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時
<http://www.suragaya-nagoya.jp/>

住まいサポートなごやとは、名古屋市内入居希望者に対する相談・支援を行う公益法人（NPO）であり、住居確保要配慮者（生活保護受給者、障害者、高齢者、子育て世帯等）が、住まいの確保を支援する事業を行っています。

令和7年9月26日(金)
13時30分～16時

住まいサポートなごや
(名古屋市居住支援コーディネート事業)

本日の内容

1. 住まいサポートなごやの概要

2. 入居等支援の実際

- どのような関係機関と連携・協働しているか

- コーディネートをする中で大切にしていること、気を付けていること

3. 大家さん・不動産事業者さんからの相談対応の現状

4. 居住支援をすすめるポイント

【住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）の概要】

「居住支援コーディネーター（福祉専門職）」及び「住宅相談員」を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に伴う、関係者間の連絡調整や入居トラブル等に関する大家からの相談等の対応を行うことで、居住支援法人等による居住支援活動のネットワークづくりを進める。 ※住宅セーフティネット制度に基づく取り組み。

名 称	住まいサポートなごや（居住支援コーディネート事業）
実施方法	業務委託（事業者選定方法：公募型プロポーザル）
受託事業者	なごや居住支援コンソーシアム【（社福）名古屋市社会福祉協議会・（公社）愛知共同住宅協会】
実施期間	令和4年10月1日から令和9年9月30日（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
実施場所	名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階 （名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）
体 制	居住支援コーディネーター：4名（常勤・専従3名、常勤・兼務1名）
	住宅相談員：3名（非常勤・兼務）
	不動産情報管理・孤立死保険業務担当：1名（常勤・専従）

主な事業内容

「相談をお受けしたうえで、共に問題や課題の解決を目指します」

- （1）民間賃貸住宅の住まい探しのサポート
- （2）福祉等の関係者・関係機関と連携した入居等のサポート
- （3）セーフティネット住宅の不動産事業者さん・大家さんのサポート
- （4）居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の普及啓発 など

事業内容（１） 民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

住まい探しでお困りの方は、「民間賃貸住宅入居相談」にて初回相談を行います。相談は、予約制による面談になります。名古屋市「住まいの窓口」へ電話により予約をお願いします。民間賃貸住宅への入居に向けて、物件情報の提供や継続した支援のコーディネート(調整)を行います。

実施場所：名古屋市「住まいの窓口」

相談日時：月4回

(原則第1月曜日、第2土曜日、第3、第4金曜日)

午後1時から午後4時まで(事前予約制)

電話番号：予約受付 052-961-4555

相談無料・原則予約制 ～ 住まいの確保にお困りの方に ～ 令和7年度版

民間賃貸住宅入居相談

- 名古屋市の「住まいの窓口」で、毎月4回（原則第1月曜、第2土曜、第3・第4金曜）、高齢者・障害者・所得が少ない方など住まいの確保に配慮を要する方々を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する特別相談を受け付けます。
- 相談当日は、住まいの希望や条件をお聞きしながら、インターネットの賃貸住宅サイトなどを利用して、住まい探しについての助言や情報提供を行います。
- 引き続き入居支援の相談を希望される方には、継続して電話や面談等による助言や情報提供を行います。

相談者 ↔ 相談員

相談員が提供するサービス：

- 民間賃貸住宅の情報提供
- 民間賃貸住宅を取り扱う不動産業者等へのご連絡
- 生活相談を受け付ける行政機関・団体のご紹介

希望される方には、引き続き電話や面談等による助言や情報提供を行います。

※民間賃貸住宅への入居可否に関する最終的な判断は不動産業者等が行います（入居を確約するものではありませんのでご了承ください）。

相談員 住まいサポートナビ（名古屋市福祉支援コーディネート事業）相談員

実施場所 名古屋市「住まいの窓口」(名古屋市東区東区一丁目1番1号)

バスターミナル(1階) 住まいの窓口

銀河の広場(地下街) オアシス21(センター) (旭光系内所)

名鉄栄町駅 地下鉄栄町駅 栄改札口

相談日時 月4回（原則 第1月曜、第2土曜、第3・第4金曜）午後1時～午後4時

予約受付

- 相談を希望される月の前月1日（定休日の場合は1日以降の営業日）から、ご予約を受け付けています。
- 市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象です。

名古屋市「住まいの窓口」電話：052(961)4555

【発行元】名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課 電話：052(972)2772

事業内容（２）

福祉等の関係者・関係機関と連携した入居等のサポート

福祉等の関係
者の方々との
並行支援

住まいサポートなごやと連携した支援が必要な場合には、「関係者専用電話」へ当該機関の担当者等から直接ご連絡ください。民間賃貸住宅の住まい探しや入居後の居住の安定確保に向けて、支援のコーディネート（調整）を行います。※相談方法は、電話、来所、訪問、メール対応可。

実施場所：熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階

（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）

相談時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時から午後5時

電話番号：関係者専用 052－684－8597

セーフティネット住宅の不動産事業者さん・大家さんのサポート

※セーフティネット住宅とは、大家さんからの申請に基づき住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として名古屋市に登録された住宅です。

相談時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時

電話番号：関係者専用 052-684-8597



「セーフティネット住宅へご登録の大家さん・不動産事業者さん専用」 孤立死・残置物に係る包括的損害保険 ！

セーフティネット住宅のうち、単身高齢者世帯が入居する住戸を対象に、賃貸戸室における死亡事故による大家等の損害を補償します。

【申込要件】

以下の要件を満たす民間賃貸住宅の住戸を賃貸している大家や管理会社が対象となります。加入に伴う保険料はかかりません。

- ①住戸の所在地が名古屋市内であること
- ②セーフティネット住宅として名古屋市へ登録がされていること
- ③保険契約の対象としての期間を開始する時点で賃借人が満60歳以上の単身世帯であること

【補償内容】

- ①家賃損失補償 ②現状回復費用補償 ③遺品整理等費用補償 ④建物明渡請求訴訟費用

【登録手続きに関するお問合せ先】 住まいサポートなごや（電話：052－684－8597）



事業内容（４） その①

居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の普及啓発

居住支援セミナーの開催 令和7年11月14日（金）

出張講座等も行います。

1. 『初心者向け！居住支援の基礎講座』

「名古屋市の居住支援の取り組みについて」 名古屋市住宅都市局住宅企画課

「賃貸借契約とは」 弁護士法人リブレ半田事務所 柴田将人氏

「お部屋探しの基礎知識」 株式会社ミニミニ経営企画部長 石川清泰氏

2. 事例検討

「民間賃貸における入居中支援を考える」

〔事例提供者〕

住まいサポートなごや居住支援コーディネーター

〔回答者〕

◆弁護士（弁護士法人リブレ半田事務所 柴田将人氏）

◆仲介業者（株式会社ミニミニ経営企画部長 石川清泰氏）

◆管理会社・大家（住まいサポートなごや住宅相談員）

令和7年度 名古屋市
居住支援セミナー

高齢者や障害者など住宅確保要配慮者に携わる関係者の方を対象に居住支援セミナーを開催します。これから居住支援について学ぶ方向けの基礎講座と事例検討を通して「居住支援」に関する理解やネットワークづくりをすすめます。

第1部『初心者向け！居住支援の基礎講座』

- ◆「名古屋市の居住支援の取り組みについて」 名古屋市住宅都市局住宅企画課
- ◆「賃貸借契約とは」 弁護士法人リブレ半田事務所 柴田将人氏
- ◆「お部屋探しの基礎知識」 株式会社ミニミニ 経営企画部長 石川清泰氏

第2部 事例検討 『民間賃貸における入居中支援を考える』

【事例提供者】 住まいサポートなごや居住支援コーディネーター
【回答者】 弁護士法人リブレ半田事務所 柴田将人氏
株式会社ミニミニ 経営企画部長 石川清泰氏
住まいサポートなごや住宅相談員

◆入居中トラブルの事例検討を通して、居住支援の現状や疑問、課題等を考えます。

日時：令和7年11月14日（金）10時～12時
場所：名古屋市総合社会福祉会館7階 大会議室
（名古屋市北区清水4丁目17-1）＊裏面に地図有

定員 先着70名
（福祉等関係者、仲介業者・管理会社・家賃債務保証会社などの不動産関係者等）

応募方法 裏面「参加申込用紙」に必要事項をご記入いただき、**令和7年10月24日（金）**までにメールまたはFAXで下記までお申し込みください。

その他 ＊参加費は無料です。

【お申込み・お問合せ】
〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号嘉寿ビル4階 住まいサポートなごや
電話：052-684-8597 FAX：052-684-8132
メール：sumai-support-nagoya@titan.ocn.ne.jp

事業内容（４） その② 居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の普及啓発

居住支援マニュアルを作成しました！

年4回の広報誌(住まサポニュース)の発行

居住支援マニュアル(関係者向け)

住まいサポートなごや

名古屋市熱田区新尾鰐2丁目2-7富春ビル4階
電話 052-684-8597
FAX 052-684-8132

名古屋市住まいサポートなごやHPよりダウンロードできます。

令和 2 年度住まいサポートなごや相談実績

令和 2 年度（12 月～3 月）の新規相談件数は、民間賃貸住宅入居相談（住まいの相談コーナー）が 26 件、関係機関等から相談が 164 件で計 190 件でした。詳細は裏面をご覧ください。相談内容の一例は以下のとおりです。

立退きや建物の取り壊しに伴う転居先が…

親元等からの自立を考えているが一人だと不安…

病院等からの退院に伴う、住まいが見つからない…

住まいサポートなごや
すまサポ
ニュース

令和 3 年度
春発行

令和 3 年度
名古屋市居住支援セミナーのご報告

11月29日に居住支援セミナーをオンラインで開催しました。お忙しい中ご参加いただいた皆様ありがとうございます。

プログラムは「住まいサポートなごや」の紹介、ミニ講座、連携事例の紹介の三部構成とし、ミニ講座で中京大学総合政策学部教授の岡本先生より「居住支援と多世帯の連携」についてご説明いただきました。居住困難者支援の現状や居住困難に陥る理由、居住支援の機会について等、

住まいサポートなごや
すまサポ
ニュース

令和 3 年度
冬発行

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
(セーフティネット住宅)のご紹介

平成 29 年にセーフティネット住宅の登録制度が創設されました。セーフティネット住宅とは、高齢者、低所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として名古屋市に登録し、耐震性、一定の設備、設備等の基準を満たした賃貸住宅です。

【主な登録要件】

- 住宅の床面積は原則として 25㎡以上
- 住宅設備を有すること（台所、便所、収納設備、浴室・シャワー室）
- 耐震性を有すること
- 建築基準法、消防法に反しないこと

セーフティネット住宅は国土交通省「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索できます。

補助付き住宅確保要配慮者専用住宅 名古屋

住まいサポートなごや
すまサポ
ニュース

令和 3 年度
夏発行

令和 3 年度
名古屋市の「住まいの相談コーナー」で、高齢者・障害者・所得が少ないなど住まいの確保に悩む方を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する相談を受け付けています。（予約制・面談）

実施場所
栄市民サービスセンター
住まいの窓口

＜相談日程＞

令和 3 年
7/5(月) 7/16(金) 7/24(土)
8/2(月) 8/20(金) 8/28(土)
9/5(月) 9/17(金) 9/25(土)
10/4(月) 10/15(金) 10/23(土)
11/1(月) 11/19(金) 11/27(土)
12/6(月) 12/17(金) 12/25(土)

令和 4 年
1/8(土) 1/21(金) 1/31(月)
2/7(月) 2/18(金) 2/26(土)
3/7(月) 3/18(金) 3/26(土)

＜時間＞
午後 1 時～午後 4 時

予約受付
名古屋
「住まいの相談コーナー」
電話 052-242-4555

・相談を希望される月の前月 1 日（定休日の場合は 1 日以前の営業日）から予約受付
・市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象。

令和 3 年度
名古屋市の「住まいの相談コーナー」で、高齢者・障害者・所得が少ないなど住まいの確保に悩む方を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する相談を受け付けています。（予約制・面談）

実施場所
栄市民サービスセンター
住まいの窓口

＜相談日程＞

令和 3 年
9/6(月) 9/17(金) 9/25(土)
10/4(月) 10/15(金) 10/23(土)
11/1(月) 11/19(金) 11/27(土)
12/6(月) 12/17(金) 12/25(土)

令和 4 年
1/8(土) 1/21(金) 1/31(月)
2/7(月) 2/18(金) 2/26(土)
3/7(月) 3/18(金) 3/26(土)

＜時間＞
午後 1 時～午後 4 時

予約受付
名古屋
「住まいの相談コーナー」
電話 052-242-4555

・相談を希望される月の前月 1 日（定休日の場合は 1 日以前の営業日）から予約受付
・市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象。

令和 3 年度
名古屋市の「住まいの相談コーナー」で、高齢者・障害者・所得が少ないなど住まいの確保に悩む方を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する相談を受け付けています。（予約制・面談）

実施場所
栄市民サービスセンター
住まいの窓口

＜相談日程＞

令和 3 年
9/6(月) 9/17(金) 9/25(土)
10/4(月) 10/15(金) 10/23(土)
11/1(月) 11/19(金) 11/27(土)
12/6(月) 12/17(金) 12/25(土)

令和 4 年
1/8(土) 1/21(金) 1/31(月)
2/7(月) 2/18(金) 2/26(土)
3/7(月) 3/18(金) 3/26(土)

＜時間＞
午後 1 時～午後 4 時

予約受付
名古屋
「住まいの相談コーナー」
電話 052-242-4555

・相談を希望される月の前月 1 日（定休日の場合は 1 日以前の営業日）から予約受付
・市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象。

令和 3 年度
名古屋市の「住まいの相談コーナー」で、高齢者・障害者・所得が少ないなど住まいの確保に悩む方を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する相談を受け付けています。（予約制・面談）

実施場所
栄市民サービスセンター
住まいの窓口

＜相談日程＞

令和 3 年
9/6(月) 9/17(金) 9/25(土)
10/4(月) 10/15(金) 10/23(土)
11/1(月) 11/19(金) 11/27(土)
12/6(月) 12/17(金) 12/25(土)

令和 4 年
1/8(土) 1/21(金) 1/31(月)
2/7(月) 2/18(金) 2/26(土)
3/7(月) 3/18(金) 3/26(土)

＜時間＞
午後 1 時～午後 4 時

予約受付
名古屋
「住まいの相談コーナー」
電話 052-242-4555

・相談を希望される月の前月 1 日（定休日の場合は 1 日以前の営業日）から予約受付
・市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象。

令和 3 年度
名古屋市の「住まいの相談コーナー」で、高齢者・障害者・所得が少ないなど住まいの確保に悩む方を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する相談を受け付けています。（予約制・面談）

実施場所
栄市民サービスセンター
住まいの窓口

＜相談日程＞

令和 3 年
9/6(月) 9/17(金) 9/25(土)
10/4(月) 10/15(金) 10/23(土)
11/1(月) 11/19(金) 11/27(土)
12/6(月) 12/17(金) 12/25(土)

令和 4 年
1/8(土) 1/21(金) 1/31(月)
2/7(月) 2/18(金) 2/26(土)
3/7(月) 3/18(金) 3/26(土)

＜時間＞
午後 1 時～午後 4 時

予約受付
名古屋
「住まいの相談コーナー」
電話 052-242-4555

・相談を希望される月の前月 1 日（定休日の場合は 1 日以前の営業日）から予約受付
・市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象。

入居等支援の実施状況（令和6年度）

（ア）関係機関等を通じた入居等支援に係る相談

区 分	件数
新規相談	604件
関係者	498件
本人直接	78件
その他	28件
継続相談	4,656件

（内訳上位5位）

相談元機関	件数
仕事・暮らし自立サポートセンター	111件
居住支援法人	64件
いきいき支援センター	59件
市・区社会福祉協議会	52件
区役所（保護）	32件

（内訳上位5位）

世帯属性 （重複あり）	件数
高齢者	234件
その他低所得者	180件
精神障害者	127件
生活保護	116件
ひとり親世帯	41件

（内訳上位5位）

相談主訴 （重複あり）	件数
立退き・取り壊し	130件
低家賃への住替え	92件
退院・施設からの退所	66件
親元等からの自立・独立	60件
DV・離婚等の問題	48件

（イ）大家等の支援

区 分	件数
新規相談	31件
継続相談	44件

（ウ）入居成約

区 分	件数
入居件数	180件
内、民間賃貸住宅	144件

支援における連携先（例）

支援においては、住まいサポートなごやだけで進めず、以下のような関係機関等と役割分担、連携をしながら、入居等支援を行っています。

分野	関係先(例)
高齢	地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護保険サービス事業所、権利擁護センター、民生委員
障害	障害者基幹相談支援センター、保健センター、計画相談事業所、病院、福祉サービス事業所
低所得	生活保護、生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会、公営住宅窓口、ホームレス支援団体
子育て世帯	子ども係、保健所、児童相談所、子ども応援委員会、学校
刑余者	弁護士、保護観察所、地域定着支援センター、刑務所
外国人	国際センター(NIC)、愛知県国際交流協会、入国管理局、外国人支援団体

入居等支援の流れ（１）

① インテーク・アセスメント

（本人の希望や思いを聞き、課題や支援方針を検討）

② 方向性の決定

（転居をするか、転居をしないか等）

③ 転居に向けた条件の整備

（お金、健康面、家族関係、福祉サービス調整等）

④ 物件の選択

（民間賃貸住宅、公営住宅、施設等）

⑤ 民間賃貸住宅物件情報提供

（住まいサポートなごや情報共有連絡票の活用）

入居等支援の流れ（２）

⑥ 物件の内覧

（部屋までの段差、周辺環境等も含め確認）

⑦ 入居申込、契約（審査、初期費用の支払い）

⑧ 引越

（引越業者の選定、部屋の整理、役所、ライフラインの手続き等）

⑨ 入居後支援

（関係機関等と連携したネットワーク構築）

⑩ トラブル時の相談対応

（大家・不動産会社等からの相談、法的問題等）

住まいサポートなごや情報共有連絡票

住まい探しにおける アセスメントのポイント

住まいサポートなごや情報共有連絡票 (Ver.1)	
年 月 日	
法人・事業所名	法人・事業所名
TEL	TEL
FAX	FAX
担当者名	担当者名
住居基本情報	
(ふりがな) お名前	
性別	男 女
生年月日(西暦)	年 月 日 年齢()歳
ご住所	〒
電話番号	(自宅) (携帯)
E-mail	
ご希望サービスの選択	
家賃額	円 □ 管理費込
初納費用	円
エリア	
間取り	例:〇区〇〇間取、地下〇〇〇棟等
その他の条件	□ バストトイレ別 □ 駐車場 要・不要 □ 1F □ EVあり □ 2F以上 □ その他()
ご入居	予定日 年 月 日
転居理由	□ 金退会・取り壊し □ 低家賃への住替え □ 親元等からの自立・独立 □ 退院後(又は施設からの退所) □ 自宅(持ち家等)の老朽化 □ 身体状況の変化 □ その他()

インテーク・アセスメント	
本人の年齢・状況	
(1)家族	
世帯人数	人
家族構成	
属性	□高齢者 □障害者(□身体障害 □知的障害 □精神障害 □その他障害) □子育て世帯 □就労所得者(□生活保護 □生活保護以外) □外国人 □被災者 □その他()
(2)通院先や利用している福祉等の制度	
医療機関 (通院先)	名称 診療科
利用中の制度	□介護サービス □障害福祉サービス □その他()
介護度	□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5
障害者手帳	手帳種別 □身体 □知的 □精神 等級 級
その他の支援	
(3)収入の状況	
世帯の月額所得	円
所得の内訳	□就労収入 □公的給付 □公的給付 □雇用保険 □老齢年金・遺族年金・障害者年金 □児童手当 □児童扶養手当 □生活保護 □その他() □その他の収入()

大家さん・不動産事業者さんからの相談対応

①入居者の日頃と違う様子や安否の心配

②ゴミ屋敷や騒音など入居中トラブルで困っている

③家賃滞納が不安

④入居者を募集したい。孤立死残置物に係る包括的損害保険に加入したい。

仲介業者の気持ち

①仲介は決めたいが、
後々トラブルになったら
困る。

②管理会社や大家さん
の理解が得られない。
※契約自由の原則

③保証会社の審査
が通らない。

④障害をオープンに
する？

大家さんの気持ち

①イメージで良い印象がない。

②過去にトラブルの経験がある。

③家賃の支払いは大丈夫かな？

④部屋は綺麗に使って欲しい。

⑤近隣とのトラブルが心配。

家賃の支払いに関する心配

【対応策・入居者への支援制度】

1 家賃の支払いを安定化する。

- ①家賃の口座引落(自動送金)を利用する。
- ②生活保護受給の場合は「代理納付制度」を利用する。

2 福祉等の支援を利用する。

①生活困窮者自立支援機関

生活のこと、仕事のこと、家計や住まいなど様々な悩みや困りごとを抱えた方の無料の相談窓口。住居確保給付金(離職等により住居を失うおそれの高い方で、一定の要件を満たしている場合には、家賃相当額(上限あり)や転居費用補助を支給する制度)の相談も可能

②権利擁護センター

日常的な金銭管理などについて、判断能力の不十分な障害者、認知症の方が、地域で安心して生活できるよう相談や金銭管理サービスを実施。

③成年後見制度

認知症や障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理をすることが難しい場合などの「成年後見制度」の利用に関する相談。

入居者の様子が心配

【対応策・入居者への支援制度】

- 1 日頃から親族や関係機関などネットワークを構築。
- 2 早めに支援機関などへの相談を行う。
- 3 医療・福祉サービスを利用する。
 - 居宅介護 ●訪問看護 ●配食サービス など

居住支援をすすめるポイント

- ①住宅分野の強み（安心・安全な住まいの確保）、福祉分野の強み（入居者支援）やルールを相互に理解したうえで、役割分担をする。
- ②総合相談、支援体制の構築。住まいに関することだけで困っている人は少なく、支援においては、総合相談が基本。本人を中心に、関係機関で支援ネットワークを組み、安定した生活が継続できるよう、また、入居者に異変があった際の早期発見、対応の仕組みづくりが重要。
- ③理解ある不動産関係者等を増やし、つながる（法令順守）。各地域におけるネットワークの構築。